

○福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第三十八号

改正 平成二七年七月七日規則第六〇号

平成三〇年一〇月一二日規則第六九号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第三条 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件とする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第十一条第三項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 居室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - ウ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - 二 静養室 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
 - イ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ウ ア及びイに掲げる基準によるほか、前号ア、ウ及びエに掲げる基準によること。
 - 三 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - 四 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
 - 五 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - 六 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - 七 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - 八 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 3 前二項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次に掲げるものとする
- 一 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、両側に居室、静養室その他の入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
 - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (職員に関する基準)
- 第四条 条例第十二条第一項各号に掲げる職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 施設長 一
 - 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 三 生活相談員 次に掲げる基準を満たすものであること。
 - ア 常勤換算方法（職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を、その勤務する養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とすること。
 - イ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）第二百十六条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）第二百二条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

イ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すごとに一以上

六 栄養士 一以上

七 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項（第一号、第二号、第六号及び第七号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の員数については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 生活相談員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 常勤換算方法で一に、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上を主任生活相談員とすること。

二 支援員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

三 看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で二以上とすること。

イ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

4 第一項第三号イ又は第二項第一号イの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第一項第三号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。

5 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で一を減じた数とすることができる。

6 第一項第四号イ又は第二項第二号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第二百三十七条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第二百五条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で一以上とする。

（平二七規則六〇・平三〇規則六九・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和四十一年十月一日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第三条第二項第一号イ及び第三項第一号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 昭和四十一年十月一日から平成十八年三月三十一日までのいずれかの日から引き続き存する養護老人ホーム（平成十八年四月一日において建築中だったものを含む。）に係る居室については、第三条第二項第一号イの規定にかかわらず、居室の入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートルとする。

別表（第四条関係）

一般入所者の数	支援員の数
二十以下	四
二十一以上三十以下	五
三十一以上四十以下	六
四十一以上五十以下	七
五十一以上六十以下	八
六十一以上七十以下	十
七十一以上八十以下	十一
八十一以上九十以下	十二
九十一以上百以下	十四
百一以上百十以下	十四
百十一以上百二十以下	十六
百二十一以上百三十以下	十八
百三十一以上	十八に、入所者の数が百三十一を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数

附 則（平成二七年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行する。